

受付No

【法務局使用欄】

令和 年 月 日

東京法務局

部門，支局，出張所 宛て

登記事件照会票※各欄は必ず記載願います。

照会者 (資格者)	☐ 司法書士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 弁護士 氏名	事務所所在地 (市・区・町・村まで)
連絡先電話番号 ※照会者本人に連絡します	TEL FAX	
件名		
物件の表示又は 商号・本店所在地の表示		
申請予定時期	令和 年 月 旬頃	
【事案の内容】 ☐ 別紙のとおり ※不足する場合は適宜の継続用紙を使用すること		
【資格者代理人の見解】 ☐ 別紙のとおり ※記載例(裏面下段枠内のとおり)を参考に記載すること ※①照会内容(疑問点)，②結論(どうすべきと考えるか)，③理由(根拠を挙げ意見を付す)を記載すること ※不足する場合は適宜の継続用紙を使用すること		
【根拠条文及び関係(根拠)資料の添付】 ☐ 別紙のとおり		

※登記事件照会票及び関係(根拠)資料に記載された個人情報，照会に対する回答のために利用し，それ以外の目的のために利用することはありません。ただし，照会内容については，個人情報に配慮した上で，資格者代理人団体に情報提供させていただく場合がありますので，あらかじめ御了承願います。

【以下 法務局使用欄】

回答日	令和 年 月 日
回答要旨	

F A X送信票

宛先 (照会者)	☐ 司法書士 ☐ 土地家屋調査士 ☐ 弁護士 氏名
照会年月日	令和 年 月 日
件名	
本照会については、下記「照会にそぐわない内容」の 番に該当するため回答いたしかねます。	
【補足意見】	
東京法務局 担当者	部門・支局・出張所

☆照会にそぐわない内容☆

- 1 登記申請の受否や添付書類案を示して記載内容の確認など、事前審査を求めるもの
- 2 登記申請、登記手続とは関係のない法解釈の回答を求めるもの
- 3 照会内容、結論、根拠資料の添付がないもの又は不十分なもの
- 4 文献・先例等により容易に判明するもの
- 5 マンション価格の算定及び近傍宅地の選定を除く登録免許税に関するもの
- 6 資格者代理人（本人）自らの責任で判断すべきもの
- 7 管轄外物件、管轄外会社・法人に関するもの

資格者代理人の見解欄の記載例

（例1）

事案の内容について、類例として、登記研究○号□ページにはAという見解が示されているが、書籍△の●ページにはBという見解が示されている。

不動産登記法第×条から、当職としては■と考え、▲としたいが、疑義があるため照会する。

（例2）

事案の内容について、○法第□条にはAと記載されており、○法を受けた○法規則にはBについての記載はあるが、Cについては記載されていない。

Aの趣旨から、当職としては■と考え、Cについても適用され则认为るが、疑義があるため照会する。

（例3）

事案の内容について、以前、○局△出張所でAという見解が示されたが、書籍□の×ページにはBという見解が示されている。

△出張所に申請（受付番号●号）した同内容の申請を貴庁に提出するが、当職としては■と考え、書籍□の×ページのとおりBとしたいが、疑義があるため照会する。